

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡県掛川市

2 構造改革特別区域の名称

掛川市緑茶リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

静岡県掛川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本市は静岡県西部の二大都市である静岡市と浜松市の中間に位置している。東側には島田市、菊川市、御前崎市が、西側には袋井市、森町が接している。

本市中央部にはJR東海道新幹線、JR東海道線、東名高速道路及び国道1号線が、市南部には国道150号線、市北部には新東名高速道路が横断している。さらに、本市東側約15kmには富士山静岡空港があり、日本の大動脈である広域交通の要所に位置している。

(2) 面積と地勢

本市の面積は265.69km²であり、県内の3.4%を占め、県内で7番目に広い都市となっている。本市は東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしている。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地となっている。市南部には平地が広がり、遠州灘に面し、約10kmにわたる砂浜海岸がある。

(3) 人口

本市の人口は114,602人（平成27年国勢調査）であり、前回調査と比較して、1,761人（△1.5%）減少している。また、本市の平成27年の生産年齢（15～64歳）人口割合は60.5%、高齢化率（65歳以上人口割合）は25.5%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高

齢化率は増加傾向にある。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」によれば、本市の人口は2040年に10万人を割り込み、2045年は93,992人まで減少するとともに、生産年齢人口割合は51.1%まで減少、高齢化率は36.8%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されている。

(4) 産業

本市の産業別就業者は第一次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第三次産業就業者の割合が増加している。第二次産業就業者の割合は平成2年までは増加していたものの、その後徐々に減少している。

本市の農業については、恵まれた自然環境の下、北部のお茶、南部の大規模水田、砂地を利用した露地栽培、施設園芸等、地域の特性を生かした多彩な農業が営まれてきた。特にお茶は、産出額全国1位の静岡県にあって3位の産出額（平成30年市町村別農業産出額）を誇るとともに、全国茶品評会深蒸し煎茶の部で「産地賞」を全国最多受賞（令和2年度末時点、通算22回受賞）するなど、品質面においても非常に優れた基幹作物である。また、本市の東山地区を中心に行われている「茶草場農法」は平成25年に国際連合食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産として認定され、持続可能な農業を実践している地域として国際的に評価されている。

本市の工業については、工業団地の整備や企業誘致を推進することで多種多様な企業が進出し、製造品出荷額は1兆円（平成26年工業統計調査）を超え県内有数の工業都市となっている。

本市の商業については、既存商店街はいずれも低迷し活気を取り戻すことができない状況が続いていることから、商店街組合や個別店舗が行う活性化策への支援が必要となっている。なお、本市には古くから茶の集積地として数多くの茶問屋が存在（約40社）し、製茶機械等を製造する大手メーカー2社が拠点を構えるなど、茶業は商工業においても重要な要素となっている。

本市の観光業については、掛川三城（掛川城、高天神城、横須賀城）をはじめとする史跡の他、歴史的に価値の高い建造物が数多く現存している。また、北の山間部から南の遠州灘までの雄大な自然を有するなど様々な観光資源に恵まれ、これらを活用した交流人口の拡大を図っている。なお、お茶にまつわる食・食文化や、お茶の生産によって形成される茶園の景観、農業体験などは本市の観光資源として活用を推進している。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市にとってお茶は、産業、文化、環境及び観光資源として、極めて重要な作物である。

しかし、全国的なリーフ茶の消費量の減少や、茶価の低迷に伴う生産者所得の低下、農業従事者の高齢化、後継者不足、共同工場の操業停止や茶園の耕作放棄地の増加など様々な問題に直面し、本市の茶業をとりまく状況は年々厳しさを増している。

この状況を打開するため本市では、平成28年に「掛川市茶振興計画」を策定し、生産者、茶商社、農協及び行政が一致協力して茶業振興策を推進している。今後は、既存の茶製品の消費拡大のみならず、需要の変化に対応した商品開発を行い、新たな消費者層を掘り起こすことが必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、緑茶等による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的として「掛川市緑茶で乾杯条例」を制定し、平成31年度より施行した。

本条例は、単に緑茶で乾杯することを奨励するものではなく、本市の基幹作物であるお茶を活用した新商品及び提供の方法について開発を促すことで新たな付加価値をつけ、消費拡大に繋げることを狙いとしている。

これを受け市内飲食店等では、お茶を使用した酒類の提供を模索するため、お茶で乾杯する文化を通じた地域活性化及びPRに取り組んでおり、そこに緑茶を使用するリキュールの製造が進めば、上記の取組に向けた更なる追い風となる。

また、茶生産者においてもリキュール製造が可能となることで緑茶の販売に多様性が生まれれば新たな収入源を得ることが可能となり、茶生産現場が抱える高齢化、離農、耕作放棄茶園等の課題解決に寄与することができる。

緑茶リキュールという緑茶の新たな魅力を生み出すことで、「お茶のまち掛川」のこれまでにない斬新なPRが可能となる。既存の観光資源と併せた活用によって更なる交流人口の増加を図ることで、本市の茶業振興及び地域活性化につながることから、本特例措置の意義は大きいものがある。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用し、高品質な緑茶を用いたリキュール製造、販売が小規模主体でも可能とす

ることで、新たな緑茶の利用価値を創出し、消費拡大に繋げ、茶生産者の経営安定化及び本市の茶業活性化を目指す。

また、市内の飲食店等と連携し、緑茶リキュールの提供を促進するとともに、「お茶のまち掛川」の新たな観光資源として活用することで、本市の知名度及びイメージの向上を図り、交流人口の拡大及び地域活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の実施により、緑茶を使用した新商品の開発が拡大すれば、茶生産者の販路も多様化及び拡大し、経営の安定化、生産意欲の向上、離農の抑制等の効果が期待され、本市の基幹作物である茶に関わる業界の活性化に繋がる。

また、掛川市茶振興計画では、生活様式の変化によりリーフ茶の消費低迷が続く現状に対処するため、新たな需要を喚起する茶製品を開発することを掲げている。本特例措置で製造を予定している緑茶リキュールは、高級有機栽培茶から茶液を抽出し酒類と混合、更に炭酸ガスの圧入を施すことで発砲性リキュールとするもので、茶業界において初の試みであり、新たな消費者層に訴求するものである。緑茶リキュールの販売が拡大すれば、高級有機栽培茶の需要が増加し、生産者が有機栽培に取り組むメリットが向上するとともに、茶市場等の取引の現場でも引き合いが強くなることで取引単価が上昇し、生産者収入の向上に期待が持てる。さらに、緑茶リキュールへの注目度が高まることで、これを提供する市内飲食店等への誘客に繋がり、中心市街地をはじめとする地域全体の活性化と、世界農業遺産が織りなす大茶園の景観、農泊施設及び農業体験ツアーといった本市の様々な観光資源と結びつけることにより、交流人口の増加が図られる。

○掛川茶市場における荒茶取引価格（一番茶）の平均単価

項目	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
平均単価(円/kg)	2,137	2,200	2,400

○製造免許取得数、新商品数及び製造数量の目標

項目	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
製造免許取得数	—	1	2
新商品数	—	3	7
製造数量	—	1.5kl	3.0kl

○観光交流客数

項目	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
交流客数	3,816千人	3,900千人	4,100千人

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 掛川茶のブランド化の推進

22世紀も掛川が世界に誇れる「お茶のまち」であるために、掛川茶の生産者、茶商社、農業協同組合、消費者及び行政が一体となって掛川茶の特徴を明確化することにより、更なるブランド化を推進する。

(2) 6次産業化等による収益性の高い農業の確立

消費者ニーズに対応した「売れる農産物」生産のためのマーケティング導入や経営の多角化、高度化を図る農業の6次産業化、農商工連携を推進し、農業者の収益向上を目指す。

(3) 掛川茶を楽しむことのできる環境づくり

宿泊施設や飲食店などの事業者、茶業関係者等と連携し、呈茶サービス、茶摘み体験、生産者との交流など「掛川茶」との出会いを楽しむことができる環境を整えとともに、効果的な情報発信に努める。

(4) 緑茶で乾杯文化の醸成による茶業振興

緑茶の消費拡大、緑茶で乾杯する文化の醸成および地域活性化を図るため、「緑茶で乾杯」をお客様に推奨する店舗の増加を図るとともに、事業者、市民及び市が一体となった「掛川茶」の情報発信の取組を行う。

(5) 地域資源を活用した体験交流型観光の推進

伝統、文化、企業、農業、食、スポーツ等における体験交流型の観光にかかる地域資源の掘り起こしと磨き上げを進めるとともに、特に「掛川茶」、「掛川駅」、「掛川三城」、「報徳の教えと生涯学習」、「自然資源」の5つの地域資源を観光振興の核とし、優先的に推進していくことで、観光と地域産業の連携を強化する。また、ターゲットを掛川ならではの魅力に惹かれて来てくれる方とし、交流人口拡大を図る。

別紙

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産農産物（緑茶又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

静岡県掛川市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物（緑茶又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールの提供、販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産農産物（緑茶又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準（6 k1）が、1 k1に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、農業者の経営の多角化や、緑茶を使用した新たな特産物及びブランドの創出によ

る販路拡大に繋がるだけでなく、観光資源として活用されることで交流人口の増加も期待されることから、茶業及び地域全体の活性化を図るために、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。